

令和5年度 那覇市進出可能産業調査事業に係る
業務委託仕様書

1. 業務委託名

「令和5年度 那覇市進出可能産業調査事業」に係る業務委託

2. 目的

那覇空港・那覇港エリアは、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」においても、世界に開かれた我が国の南の玄関口として、アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市としての産業集積を目指すこととされ、今後の産業利用が期待されるエリアである。

そのため、本エリアを戦略的に利活用することは、那覇市のみならず沖縄県全体にも大きな経済効果をもたらす非常に大きな可能性を有している。このエリアを有効活用することで、市内外の企業・関係機関の連携による相乗効果や、多くの組織間の競争を通じたイノベーションの創出が期待できる。当該エリアの開発は、地域の企業競争力を高めるために有用である産業集積・クラスター化の可能性を秘めており、那覇市にとっても非常に重要な事業であることから、産業振興のために有効活用するための調査事業を実施する。

3. 委託業務期間

契約締結の日から2024年（令和6年）3月31日まで

4. 事業費上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務内容

本業務は主として那覇空港・那覇港エリアの臨空・臨港都市としての産業利用の検討のために、主に以下の(1)～(4)を委託業務として実施する。事業効果を高めるための独自提案や本業務と関連付けることで相乗効果が見込まれるものがあれば提案すること。

(1) 検討委員会の設置・運営（有識者会議）

県内及び国内外の有識者等で構成する検討委員会を設置し、専門的立場からの意見を承って集約し、調査に適切に反映させていくこととする。なお委託事業者は検討委員会の運営（委員会開催に係る諸調整、議事録作成等を含む）を担うこととし、3回程度開催することとする。

(2) 可能性検討調査

調査にあたっては、これまでに沖縄県内・那覇市内に集積が進んでいる産業分野（情報通信・物流・観光・バイオ関連等）との相乗効果あるいは更なる産業集積・クラスター化による経済波及効果の拡大可能性を検討することとし、ウォーターフロントとしての優位性にも十分に考慮しながら、15～20年後の社会・経済状況を可能な限り具体的に予測しつつ、その未来予測に基づいて、実現可能性の高い3つ程度の仮説を立てる。

なお、仮説策定のプロセス及び手法等については、委託事業者の創意を凝らした効果的な提案によることとする。

(3) アンケート調査等の実施

調査により示された各仮説に対する企業の関心度や進出意欲を調査し、それぞれにどの程度の潜在的需要や立地等可能性があるのかを把握するためのアンケート調査を行い、必要に応じてヒアリング調査を行う。

(4) 報告書の作成

検討委員会の議論や提案を適宜取り入れながら、跡地利用のための最終的な調査を取りまとめた報告書を作成する。

6. 成果物

本件業務が完了したときは、次の成果物を速やかに本市へ提出すること

- (1) 「令和5年度 那覇市進出可能産業調査」報告書：30部
- (2) 「令和5年度 那覇市進出可能産業調査」報告書概要版：30部
- (3) 上記及び調査関連データを収めた電子媒体：一式
- (4) その他本市が必要と認める書類

7. 留意事項

- (1) 本仕様書に記載されている業務内容は、企画提案のために設定したものであり、本契約時の仕様書とは異なる場合がある。また、企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。
- (2) 本業務は沖縄振興特別推進市町村交付金（以下、「一括交付金」という。）を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するために本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じて資料の作成や根拠を求める場合がある。その際は契約終了後であっても求めに対して資料の提出及び説明等に応じること。
- (3) 本業務の実施に係る一切の経費（調査費、消耗品費、通信運搬費等）は契約金額に含む。また、経費支出における見積書、契約書、納品書、請求書等の支出関連帳票は、発注者からの照会対応として契約期間終了後5年間は整理保存するこ

と。なお、経費支出については、一括交付金の制度対象とならない場合があることから、疑義のある場合は、事前に本市に照会すること。

受託者が他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。

(4) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得なければならない。

(5) 本件業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

(6) 業務成果の帰属等

①取得財産及び知的財産権の帰属

本件業務で取得した全ての財産は原則、本市へ帰属するものとする。また、本件業務の実施により生じた財産に関する全ての知的財産権は、本市へ帰属する。

②権利等の処理

第三者の知的財産権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとし、本市は責任を負わない。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

③後年度負担

後年度以降に経費が発生する場合、本市は負担しない。

(7) 本仕様書に定めのない事項は、契約書、那覇市契約規則に従うものとし、その他疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(8) 本業務の実施にあたり、収集した個人情報等については、適正な管理のもとで取り扱い、本業務の目的以外には使用しないこと。那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

(9) 本業務の実施にあたり不慮の事故等が発生した場合、責任は受託事業者に寄与するものとし、本市の責に帰すべき事由により生じたものを除き、市は責任を負わない。